特別養護老人ホーム ゆめみどり　利用料金表
≪令和４年１０月１日改定≫

１．基本利用料金（日額）

	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
施設サービス費	652 単位	720 単位	793 単位	862 単位	929 単位
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46 単位				
看護体制加算（Ⅰ）	4 単位				
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	18 単位				
小計　（A）	720 単位	788 単位	861 単位	930 単位	997 単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （A）×8.3%＝（B）	60 単位	65 単位	71 単位	77 単位	83 単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （A）×2.7%＝（C）	19 単位	21 単位	23 単位	25 単位	27 単位
介護職員等ベースアップ等支援加算 （A）×1.6%＝（D）	12 単位	13 単位	14 単位	15 単位	16 単位
負担割合１割 （A）＋（B）＋（C）＋（D）	811 円	887 円	969 円	1,047 円	1,123 円
負担割合２割 （A）＋（B）＋（C）＋（D）	1,622 円	1,774 円	1,938 円	2,094 円	2,246 円
負担割合３割 （A）＋（B）＋（C）＋（D）	2,433 円	2,661 円	2,907 円	3,141 円	3,369 円

※1　介護処遇改善加算は月単位で計算するため、単位数が多少前後することがあります。

※2　入居後 30 日間に限り、初期加算として 30 単位（日額）が加算されます。30 日間を超える入院後の再入居時も同様に加算されます。

※3　入居期間中に入院または外泊した期間の取り扱いについては、１ヶ月に６日を限度として上記自己負担額に代えて 246 単位（日額）を算定します。

※4　その他、以下の加算が適用される場合があります。

- 看護体制加算（Ⅱ）として８単位（日額）
- 経口移行加算として 28 単位（日額）
- 経口維持加算（Ⅰ）として 400 単位（月額）
- 療養食加算として６単位／回（1 日に３回を限度）
- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）として３単位
- 若年性認知症入所者受入加算として 120 単位（日額）
- 安全対策体制加算として 20 単位（入居時に１回限り）

● 看取り介護加算として

亡くなられた日以前 31 日～45 日については 72 単位（日額）

亡くなられた日以前 4～30 日については 144 単位（日額）

亡くなられた日前日および前々日については 680 単位（日額）

亡くなられた日については 1,280 単位（日額）

２．食費・居住費（日額）

区　分	食　費	居住費	合　計
第 1 段階	300 円	820 円	1,120 円
第 2 段階	390 円	820 円	1,210 円
第 3 段階①	650 円	1,310 円	1,960 円
第 3 段階②	1,360 円	1,310 円	2,670 円
第 4 段階	1,820 円	2,700 円	4,520 円

※1　食費及び居住費は全額自己負担となっています。

※2　低所得者には食費・居住費の負担限度額が設定されることがあります。詳しくは保険者（市町村）にお問い合わせください。

※3　減額該当者は、保険者より発行される**介護保険負担限度額認定証**をご提示ください。

※4　減額の非該当者は第４段階に区分されます。

３．その他の料金（自己負担となるサービス）

おやつ代	100 円（日額）
電気代	実費（希望によって使用される電化製品がある場合）
電話代	3 分間で 10 円（施設の電話をご利用いただけます。）
買物代行料	実費（希望によって日用品等の買物を代行します。）
理美容代	実費（出張日は事前にお伝えします。）
複写物の交付	1 枚につき 10 円（白黒）
クリーニング代	おしゃれ着として業者依頼した場合は実費
教養娯楽費	レクリエーションやクラブ活動の利用料金・材料費等の実費
健康管理費（予防接種等）	実費（インフルエンザ予防接種は全員行います。）
身の回りの日用品	実費（希望によって使用される日用品がある場合）

※1　おやつ代については、入居者の希望によってご負担いただきます。

※2　おむつ代及び洗濯代は、基本利用料金に含まれます。

※3　上記以外に入居者にご負担いただくことが適当であると認められる費用については、事前に入居者又は代理人等のご了解を得た上で徴収します。